

ロッツ横浜 利用約款

第1条(本規約の適用)

- 1.本規約は、株式会社GXAが運営するスポーツ施設「ロッツ横浜」(以下「本施設」と称す)の利用に関し、利用者が遵守すべき事項及び本施設と利用者との間に生じる権利義務関係を定めるものとする。利用者は、本施設の利用開始をもって本規約の全ての条項に同意したものとみなされる。
- 2.本施設は本施設の利用に関し、本規約のほか、プライバシーポリシー等各種の定め(以下「個別規定」と称す)をすることがある。これら個別規定はその名称いかんにかかわらず、本規約の一部を構成する。

第2条(施設の名称及び所在地)

- 1.本施設の正式名称は「ロッツ横浜」とする。
- 2.本施設の所在地は、神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2495-1とする。

第3条(利用目的)

本施設は、以下の目的のために利用に供されるものとする。

- 1.バスケットボール等のスポーツ活動及び健康増進を目的とする利用。
- 2.各種イベント、大会、教室等の開催を目的とする利用。
- 3.商業用または非商業用を問わず、撮影等を目的とする利用。
- 4.前各号に付随する目的、その他本施設が認めた目的。

第4条(利用者の定義)

本規約において「利用者」とは、本施設の利用を申し込み、本施設の承認を得て利用する個人または団体を指す。

第5条(営業時間)

- 1.本施設の営業時間は、別途定めるものとし、本施設ウェブサイトまたは施設内掲示等により告知される。
- 2.本施設は、施設の維持管理、修繕、天災地変、その他やむを得ない事由により、臨時に休業または営業時間を変更する場合がある。この場合、本施設は可能な限り事前にその旨を利用者に告知するものとする。
- 3.利用者は本施設が定める利用時間を遵守し、利用時間以外には本施設を利用することができない。

第6条(利用料金及び決済)

- 1.利用者は、本施設の利用に際し、本施設が定める利用料金を所定の方法により支払う義務を負うものとする。
- 2.利用料金及びその決済方法は、本施設ウェブサイトまたは別途提示される料金表に従うものとする。

第7条(予約及びキャンセルポリシー)

- 1.本施設の利用は、原則として事前予約制とする。予約は、本施設が指定する方法により行うものとし、予約完了の通知をもって予約が確定するものとする。但し、個人開放はその限りではない。
- 2.予約確定後のキャンセルに関しては、本条第3項及び第4項のキャンセル料が発生するものとする。
- 3.通常予約(時間貸しコート利用等)の場合、利用予定日の3日前から利用料金の100%とする。
- 4.イベント、大会、撮影利用等、特別な利用の場合、利用予定日の2週間前から利用料金の100%とする。
- 5.利用者は、予約をキャンセルする場合、本施設が指定する方法により速やかにその旨を通知するものとする。
- 6.天災地変、その他本施設の責めに帰さない事由により利用が不可能となった場合、本施設は利用料金を請求しない、または既に受領した利用料金を返還するものとする。

第8条(利用者の義務及び遵守事項)

利用者は、本施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとする。

- 1.本施設の設備、備品等を適切に取り扱い、損壊、汚損、紛失しないこと。万一、これらの行為により損害が生じた場合、利用者はその損害を賠償する義務を負う。
- 2.他の利用者の迷惑となる行為、騒音の発生、暴力的行為等、本施設内の秩序を乱す行為をしないこと。
- 3.指定された場所以外での飲食をしないこと。なお、本施設内での飲酒・喫煙は全面的に禁止とする。
- 4.危険物、動物(盲導犬、介助犬等を除く)、その他本施設が不適切と判断する物品を施設内に持ち込まないこと。
- 5.本施設の許可なく、営利を目的とした物品の販売、勧誘、宣伝活動等を行わないこと。
- 6.本施設への許可なく、会社及び個人によるスクール事業、イベント開催、商業用撮影等を行わないこと。
- 7.泥酔状態での利用、または酒気を帯びての利用は禁止される。
- 8.他の利用者のプライバシーを侵害する行為(無許可での写真・動画撮影、録音等)をしないこと。
- 9.健康状態に不安がある場合、事前に医師に相談し、自身の責任において利用すること。

10.不正な目的をもって利用する行為

11.法令または公序良俗に違反する行為、及び犯罪行為

12.その他トラブルの際は本施設のスタッフの指示に従うこと。

第9条(利用制限及び退場)

1.利用者の行為に起因する利用制限及び退場

本施設は、以下のいずれかに該当する利用者に対し、本施設の利用を制限し、または退場を命じることができるものとする。

1-1.本規約のいずれかの条項に違反した場合。

1-2.本施設の運営に支障をきたす行為を行った場合。

1-3.他の利用者に著しい迷惑を及ぼす行為を行った場合。

1-4.泥酔その他、正常な施設利用が困難であると判断される場合。

1-5.伝染性疾患に罹患しており、他の利用者に感染させる恐れがある場合。

1-6.暴力団員、または暴力団関係者であると判明した場合。

1-1-7.その他、本施設が不適切と判断した場合。

2.不可抗力等に起因する利用制限

本施設は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本施設の利用の全部または一部を停止または中断することができるものとする。

2-1.地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本施設の利用が困難となった場合

2-2.本施設の電気系統等またはコンピュータや通信回線等が事故により停止した場合、またはこれらの保守点検や更新等を行う場合

2-3.その他、本施設が、本施設の利用は困難と判断した場合

2.不可抗力等に起因する利用制限

本施設は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本施設の利用の全部または一部を停止または中断することができるものとする。

2-1.地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本施設の利用が困難となった場合

2-2.本施設の電気系統等またはコンピュータや通信回線等が事故により停止した場合、またはこれらの保守点検や更新等を行う場合

2-3.その他、本施設が、本施設の利用は困難と判断した場合

第10条(半面利用に関する規定)

本施設における利用区画の限定利用、特にコート等の「半面利用」に関する運用は、施設の効率的運用及び複数利用者間の公平性確保を目的として、以下の通り規定される。

1. 半面利用の定義

本規定において「半面利用」とは、本施設が提供する特定の利用区画(バスケットボールコート)のうち、利用者がその物理的面積の約半分のみを利用する形態を指すものとする。具体的な利用可能範囲は、本施設が別途定める区画表示またはスタッフの指示に従うものとする。

2. 半面利用の適用

2-1.半面利用は、本施設が別途半面利用を許可している区画及び時間帯においてのみ適用される。

2-2.利用者は、予約または利用申請時に、半面利用を希望する旨を明確に申し出るものとする。

2-3.本施設は、予約状況、施設の混雑状況、及び他の利用者の予約状況等を勘案し、利用の可否を決定する権利を有する。

3. 利用料金

半面利用に適用される利用料金は、本施設が別途定める料金体系に基づくものとする。利用者は、予約時に提示された当該料金を支払う義務を負う。

4. 利用上の制約及び義務

4-1.半面利用を行う利用者は、利用区画を厳守し、隣接する他の利用区画への侵入または活動の妨げとなる行為を禁止する。

4-2.利用者は、利用区画の境界線を越えてボールや用具が飛び出さないよう、最大限の注意を払う義務を負うものとする。万一、隣接区画の利用者またはその活動に支障が生じた場合、速やかに是正措置を講じる。

4-3.半面利用の利用者は、他方の半面利用者または同一区画内の他の利用者との間で、互いに尊重し、円滑な施設利用に協力するものとする。

5. 施設側の管理

本施設は、半面利用が円滑かつ安全に行われるよう、区画の明確化、適切な案内、及び必要に応じた調整を行うものとする。しかしながら、利用者間の利用状況に起因する軽微な干渉については、利用者が互いに協力して解決するものとする。

第11条(備品の取り扱いに関する規定)

本施設に設置された備品(以下「本備品」と称す)の適切な管理及び利用は、本施設の機能維持と円滑な運営に不可欠である。利用者は、本備品の取り扱いに関して以下の事項を厳守するものとする。

1. 本備品の定義

本備品とは、本施設が利用者の便宜供与及び施設運営のために設置し、または提供する器具、用具、什器等、有形の一切の物品を指すものとする。

2. 利用者の義務

2-1.利用者は、本備品を善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

2-2.本備品は、その本来の用途に従ってのみ使用されるべきであり、目的外の使用は禁止される。

2-3.利用者は、本備品の使用に際しては、その操作方法及び安全上の注意事項を遵守し、不適切な使用に起因する事故の発生を未然に防止するものとする。

3. 破損及び紛失時の責任

3-1.利用者の故意または過失により本備品が破損、汚損、または紛失した場合、利用者はその損害を本施設に対し賠償する義務を負うものとする。

3-2.破損または汚損の事実を発見した場合、利用者は直ちに本施設スタッフにその旨を報告するものとする。

3-3.本備品の修理に要する費用は、原則として損害を与えた利用者の負担とする。ただし、経年劣化等、利用者の責めに帰さない事由による場合はこの限りではない。

4. 本備品の返却及び整理

4-1.利用者は、本備品の使用後は速やかに元の場所へ返却し、整理整頓を行う義務を負う。

4-2.本備品を不正に持ち出す行為は厳に禁止される。

5. 施設側の管理責任

本施設は、本備品が常に良好な状態で利用に供されるよう、適切な維持管理に努めるものとする。しかしながら、不可抗力または予見困難な事由による本備品の不具合については、その責任を負わないものとする。

第12条(トレーニングエリアの利用)

トレーニングエリアを安全かつ効果的に利用するため、以下の規約を遵守すること。

1. 使用方法について

ウェイトエリアは、主に筋力トレーニングを目的として設置しているため、他の利用者の迷惑となる行為はしないこと。

2. 服装と準備について

2-1.トレーニングウェア、室内用シューズを着用すること。

2-1.安全のため、サンダルや裸足での利用は禁止する。

2-3.トレーニング中は、タオルを持参し、使用した器具の汗を拭き取るなど、衛生に協力すること。

3. マナーと安全

3-1.器具は正しく使用し、無理な使用方法でのトレーニングは禁止する。

3-2.器具の使用後は、必ず元の場所に戻すこと。ウェイトプレート、ダンベル等は所定の位置に戻すこと。

3-3.インターバル中は、器具を占有せず、他の方が利用できるように配慮する。

3-4.危険な行為(大声での奇声、器具の投げつけ、不必要な器具の占有など)は禁止する。

3-5.体調が悪い場合は、無理をせずトレーニングを中止すること。

4. 器具の利用

4-1.トレーニング後は、次に使用する方が気持ちよく使えるよう、器具の汗を拭き取ること。

4-2.安全バーやストッパーなどの安全装置は、必ず正しく使用すること。

5. 飲食・喫煙

トレーニングエリア内での飲食は、蓋つきのドリンクボトルに入った水分補給のみ可能とする。また、トレーニングエリア内での喫煙は禁止とする。

6. その他

1.エリア内での写真・動画撮影は、他の利用者のプライバシー保護のため原則禁止。特別な理由がある場合は、事前にスタッフの許可を得ること。

2.本施設は、利用者が本規約に違反した場合や、スタッフの指示に従わない場合、利用を制限または禁止することができる。

第13条(所持品の管理及び忘れ物の取り扱い)

1.所持品の管理

本施設内における利用者の所持品の管理は利用者の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、当施設は一切の責任を負わないものとする。

2.忘れ物の取り扱い

2-1. 拾得された忘れ物は、原則として2週間保管する。ただし、飲食物や衛生上問題があるものについては、この限りではない。

2-2. 忘れ物は、フロントまたは指定の保管場所にて管理する。

2-3. 忘れ物を受け取る際は、本人確認のため、身分証明書の提示を要求する場合がある。また、忘れ物の特徴(色、形状、ブランドなど)を伺うことがある。

2-4. 保管期間を過ぎても申し出のない忘れ物については、当施設の判断により処分する。

2-5. 当施設は、忘れ物の紛失、破損、盗難等について、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。

第14条(損害賠償)

利用者は、本規約に違反し、または利用者の故意若しくは過失により本施設または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負うものとする。

第15条(責任の制限及び免責)

1. 本施設は、利用者が本施設内で被った盗難、紛失、傷害等の事故について、本施設の管理上の重大な過失が認められる場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

2. 本施設は、天災地変、不可抗力、本施設の故障、その他本施設の責めに帰さない事由により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第16条(緊急時の対応)

本施設における緊急事態発生時の対応については、利用者の安全確保及び被害の最小化を目的とし、以下の措置を講じるものとする。

1. 緊急事態発生時の原則

利用者は、本施設において火災、地震、急病人発生、その他緊急事態(以下「緊急事態」と総称する)が発生した際には、冷静かつ速やかに、本施設スタッフの指示または施設内に掲示された避難誘導経路等に従い行動するものとする。

2. 負傷者発生時の対応

2-1. 利用中に負傷者が発生した場合、利用者は直ちに本施設スタッフにその旨を報告するものとする。

2-2. 本施設スタッフは、負傷者の状態を確認し、必要に応じて応急処置を施すとともに、救急搬送の要請等、対応を行うものとする。

2-3. 利用者は、本施設スタッフの指示に従い、負傷者の救護活動に協力するものとする。

3. 火災発生時の対応

3-1. 火災が発生した場合、利用者は直ちに「火事だ」と大声で周囲に知らせるとともに、火災報知器の作動ボタンを押すものとする。

3-2. 本施設スタッフは、初期消火活動を行うとともに、消防機関への通報及び避難誘導を開始するものとする。

3-3. 利用者は、煙を吸い込まないよう姿勢を低くし、スタッフの誘導に従い、または施設内に示された避難経路を通じて速やかに屋外の安全な場所へ避難するものとする。

4. 地震発生時の対応

4-1. 地震が発生した場合、利用者は自身の安全を最優先し、落下物から身を守るため、机や椅子の下等に身を隠すものとする。

4-2. 揺れが収まった後、利用者は周囲の状況を確認し、本施設スタッフの指示に従い、または落ち着いて屋外の安全な場所へ避難するものとする。

4-3. 避難経路の状況によっては、代替経路または一時待機場所へ誘導される場合がある。

5. その他の緊急事態

上記に規定する緊急事態以外においても、本施設の利用中に予測不能な事態が発生した場合、利用者は本施設スタッフの指示に従い、その対応に協力するものとする。

6. 施設側の責任及び免責

本施設は、緊急事態発生時における利用者の安全確保に最大限努めるものとする。しかしながら、不可抗力による損害、または利用者が本規約に定める指示に従わなかったことに起因する損害については、本施設はその責任を負わないものとする。

第17条(個人情報の取扱い)

本施設は、利用者の個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に管理するものとする。

第18条(本規約の変更)

本施設は、必要に応じて本規約の全部または一部を改定することができるものとする。改定後の規約は、本施設ウェブサイトへの掲示その他適切な方法により利用者に告知した時点から効力を生じるものとする。

附則 本規約は、2025年6月1日より施行する。

ロツツ横浜 [株式会社GXA]

[住所]

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2495-1

[連絡先]

045-392-4876